

学校の部活動運営方針

秋田県立由利工業高等学校

1. 方針

(1) 活動時間

- ①学期中の平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ②学期中の学校の休業日は3時間30分程度とする。
- ③長期休業中の活動時間の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 休養日

- ①学期中の平日は、週あたり1日以上休養日を設ける。
- ②学期中の土曜日及び日曜日は、月2日以上休養日を設ける。
- ③長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

2. 留意事項

- (1) 移動・準備・片付けは、「活動」時間に含まない。「移動」とは、本校敷地内から敷地外の「活動」する会場への移動のことである。また「準備」・「片付け」は、各部活動が統一した基準で設定すること。
- (2) 月曜日を原則として休養日とする。
- (3) 運動部における平日の大会、土曜日もしくは日曜日の大会等（遠征・練習試合を含む）は、活動時間の基準と別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設け、併せて教職員の多忙化防止をはかること。文化部もこれに準じた扱いとする。

3. その他

- (1) 活動時間及び活動時間の基準の運用に当たっては、地域・学校の実態、及び競技種目の特性をふまえて、月間・年間単位等での活動頻度・時間を設定する。
- (2) 定期考査前の1週間前から終了前日までは、原則として休養日とする。大会直前等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないが、学習時間の確保をはかる措置を講ずること。